

介護事業運営の適正化に関する
有識者会議
第3回議事録

厚生労働省老健局

第3回 介護事業運営の適正化に関する有識者会議

議事次第

日時：平成19年10月5日（金）13：30～15：40

場所：霞が関東京會館シルバースタールーム

議 題

1. 株式会社コムスンの事業譲渡について
2. 介護保険制度の見直しについて
3. その他

○古都振興課長 それでは、定刻より若干早うございますが、全員委員の方、お揃いでございますので、第3回「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」を開催させていただきたいと存じます。

本日はお忙しいところ委員の皆様にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、神作委員におかれましては所用のため御欠席という旨の御連絡をいただいております。

それから、私どもの事務方でございますが、小関計画課長、矢田企画官は所用がございまして欠席させていただいておりますので、申し訳ございませんです。

それでは、遠藤座長よろしくお祈いします。

○遠藤座長 委員の皆様、お忙しい中、御参集いただきまして重ねてお礼申し上げます。

それでは早速議事に移りたいと思います。本日はお手元に事務局から幾つか資料が出ておりますので、その説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお祈いします。

○古都振興課長 それでは初めにお手元の資料の確認と御説明をさせていただきます。本日、お手元に配付しております資料は2点ございます。

資料1が「株式会社コムスの事業譲渡について」という資料と、資料2といたしまして、「第1回・第2回会議において出された主な意見」というもの2種類でございます。このほか、第2回の議事録を御参考までにお手元に置かせていただいております。

それでは、初めに資料1につきまして御説明申し上げます。

株式会社コムスの事業譲渡問題につきましては、前回コムスン社に対する処分等につきまして御説明したところでございます。資料1の2つ目の「○」以降でございますが、7月31日にコムスンから事業移行計画が厚生労働省に提出されまして、計48法人に分割して事業譲渡されるという方針が示されたところでございます。

具体的には有料老人ホーム・グループホームの入居系サービスにつきましては1法人、訪問・通所系サービスにつきましては都道府県単位の47法人にして分割すると。

この譲渡先候補の選定に当たりましては、コムスンが設置いたします第三者委員会（弁護士、公認会計士）、具体的には、堀田勉先生が座長を務められたという形でございますが、これらの委員会において候補者を選定するということが7月31日に示されたところでございます。

それ以降、同第三者委員会で審査が行われ、併せて8月1日以降は事業者の公募が行われまして、それらを審査した結果、まず8月27日に居住系サービスの移行先として株式会社ニチイ学館が選定をされたところでございます。コムスンもその答申を受け入れる。

9月4日に、第三者委員会が開催されまして、在宅系サービスの移行先、これは3枚目をごらんいただきますと、各県ごとに承継法人が決まっております。なお、このうち2カ所の県につきましては、当初の候補選定先から辞退等ございましたので、こういったところがございまして、おおむね47都道府県、このような承継法人になっております。

これら契約につきましては、既に居住系も在宅系も契約が終わったということで、現在は移行に向けて準備作業を行っている段階でございます。

1枚おめくりいただきまして、その際、私どもとしましては、何よりも利用者のサービス確保の徹底ということが重要課題でございますので、事業移行計画を受けた後、各自治体の御協力をお願いをいたしまして、サービス継続についての利用者、家族への説明、あるいは不安解消等にも併せて努めていただいたところでございます。

更に事業移行計画が7月31日に出まして、それ以降、公募をするということでございましたが、これにつきましても、各自治体あるいは事業者団体も含めまして広く公募していただくよう周知、協力方を要請いたしたところでございます。

その上で、先ほど1枚目で御説明いたしましたように、48の法人が決まりましたので、9月10日に全国介護保険・障害者福祉事業者、コムスの場合、介護保険法のみならず障害者自立支援法の指定も受けておりましたので、これらの指定の担当者及び指導監査の担当者の会議を開催いたしまして、これまでの経緯、事業移行のスキーム、更に諸手続等について説明をし、併せてできるだけ利用者の立場に立ってやっていただくようお願いをいたしたところでございます。

現在のところ、各自治体のほうから、移行については資料の提出、審査などを受けながら鋭意急いでおるということでございますので、かなり早い段階に円滑に移行ができるのではないかと考えております。

以上が、コムスの事業譲渡の状況の報告でございました。

引き続きまして、資料2でございますが、こちらは第1回目、フリーディスカッション、この問題の発端となりましたコムスの不正行為の問題等、現行制度の状況につきまして御説明をさせていただいたところでございます。その際のフリーディスカッションいただいた部分と、それから前回は団体ヒアリングということでヒアリングをしていただきました。

その際、委員の御発言及び関係団体の御発言等のうち、事務局がこの有識者会議に当初お願いしております3つの論点、「広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方」、「指定事業者における法令遵守徹底のための必要な措置」、更に「事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置」、こういった柱に照らしまして、事務局の整理といたしまして、委員及び団体の御発言等をこの論点に沿って整理をさせていただいたところでございます。もちろんこれ以外にも人材の確保等さまざまな御意見もございましたが、今回は特にこの3つの論点に合うものということで一応事務局で整理させていただきましたので、分析等は事務局にあるということを最初に申し上げます。

その上で「広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方」ということで「指定、指導・監督権限」について幾つか御意見が出ております。

事業所単位の指定・取消の制度は維持すべき、法定根拠の明文化、役割分担の明確化等々の御意見をいただいておりますし、国、都道府県も立ち入る仕組みをつくってはどうかと

さまざまな提案をいただいたところでございます。

それから、2つ目の整理、この小見出しも私ども事務局の整理でございますが、「法人に対する規制の在り方」ということで、法人のガバナンスの在り方、事業所単位の規制、法人規制の関係の整理、役員、同一資本グループ内での事業譲渡の問題、国等への報告が必要とかその他のお話が御提案をいただいたところでございます。

3つ目といたしまして『連座制』の在り方につきまして、連座制の効果、サービス類型を超えた連座制の見直し、ランクづけ、行為と処分のバランス、更には地域的な問題と組織的な問題に分けてはどうか。あるいは都道府県の判断、裁量の余地を入れてはどうか等々の意見をいただいたところでございます。

そして「その他」と整理をいたしたわけでございますが、管理者、サービス提供責任者の統一管理、「不正または著しく不当な行為」の解釈と適用基準の明確化、これも両論意見があったということでございますので、そのように載せさせていただいております。

次に3ページをお開きいただきまして「指定事業者における法令遵守徹底のために必要な措置」、この問題につきましては、幾つかカテゴリーを分けるといたしますと、1つは「法人内の体制確保」と、事後規制システムを有効に機能させるためには内部統制を確保する。そのためにはさまざまな仕組みを義務化してはどうか。法規制以外の方法によるガバナンスの確保の必要性、更には事業者自身の指導、あるいは企業のトップマネジメントの資質向上、こういうことも言われてございます。

それから「指導・監督」、とりわけこの点につきましては、行政に対する御意見が多かったわけでございますが、機動的に指導できる体制、運用の必要性、更には行政担当者の資質の標準化・教育等が必要。多様な法律の行政指導・監査もできるだけ一本化してほしいという御要望もありました。

3つ目「罰則等の在り方」につきましては、罰則規定を設けるべしという御意見もございましたし、単に罰則だけではなくて、行政上の措置としての検討も必要ではないか。あるいは徴収金としての徴収の仕組みを検討すべきではないか等々の罰則、それ以外の方法についての御意見がございました。

それから、4番といたしまして「外部評価システムの活用」ということで、既存の情報公表制度、都道府県等で行われております第三者評価制度の活用等の御意見もございましたし、決算書につきましても、わかりやすくした上で公表すべきではないか。あるいはあくまでも法規制というのは外形的な規制でございますので、専門職、同業者間のピアレビュー的な仕組みも必要ではないかという御意見もいただいたところでございます。更には利用者、市民の目も入れてはどうかという御意見。更に既存の仕組みも活用してはどうかという御意見もございました。

それから「その他」として、介護の事業は営利、非営利の事業主体が入っているということで、非常に特異な部分かございますが、これらが協調したり、適正な競争を行ったりするという意味で、協調、競争関係もうまく機能するように柔軟な仕組みを考えたらどう

か。あるいは行政と事業者団体が協力して法令遵守を促すような仕組みをつくってはどうか。また、制度や規制情報についてのできるだけ入手しやすい仕組み。更にはインセンティブといったようなことも検討したらどうか。それから、かなめとしての介護支援専門員によるケアマネジメントの徹底の仕組みも必要ではないかという御意見もございました。

最後のページでございますが「事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置」ということで、「事業廃止時の手続の在り方」につきまして、廃止については、現在事後届出制ですが、事前届出制とすべきではないか。あるいは監査が入った段階では、廃止届は拒否できるような仕組みにしてはどうか、こういう御意見もございました。

それから、いろいろ御意見ございましたのは「継続的なサービス確保の在り方」ということで、一義的には事業者責任ではないかということに加えて、行政があっせんする仕組みを考える。市町村が責任主体となってケアマネージャーのネットワークを使ったりしてはどうか。更には行政、事業者団体が協力して支援する体制をとったらどうか。緊急避難的な人の派遣。更には業務代行事業者の制定制度の御提案。また類似でございますが、事業承継までの公法人の継続する仕組み、措置制度の活用。

「その他」、相談援助機関の活用等。

以上、これまでの議論でいただいたということでございますので、事務方の整理として報告させていただきます。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。今までの御議論をまとめていただいたということがあります。

それでは、早速御意見をちょうだいしたいのですけれども、まず最初のコムスの事業譲渡につきまして、何か御質問、御意見ございますか。これは事実の報告ということでありますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、早速、今まとめていただきました資料2に基づきまして、皆様から追加の御意見、御質問をいただきたいと思えます。せっかく事務局からある程度分類をしていただきましたので、時間も余裕がございますから、どういたしましょうか。細かく分かれたものごとに御意見をちょうだいできればと思えます。

したがいまして、まずは1ページの「1. 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方」の中の「(1) 指定、指導・監督権限の在り方」についていかがでしょうか。いろいろな議論が出たわけですが、規制の主体が市町村なのか、都道府県なのか、国なのか、あるいは連携の話、いろいろと出て、両論というか、幾つかの案が出ているわけです。この中には委員の皆さんの御意見も入っているはずですので、これをもう少し付加して御意見をおっしゃりたいという方もいらっしゃると思えます。御自由にお願ひしたいと思えます。山本委員どうぞ。

○山本委員 とりあえず、まず感じたことというか、ざっと考えられることとしましては、まず介護保険の業者が、人員基準とか、実際事業所における具体的な備えていなければな

らない要件が必要な業種ですので、事業所単位の指定取消の制度は維持すべきというのは私も賛成でございます。そうしますと、今問題になっているのが事業者というレベルにおいては非常に広域的な活動を行っている業者がいるということでありまして、しかも、それは例えば1つの県内にはとどまっているけれども、複数の市町村にまたがっていると。それだけではなくて今度複数の県にまたがっていると、分布の範囲についてもいろいろだと思しますので、例えば県内におさまっているものについては新たに都道府県知事の監督権限、そして複数の県にまたがっているものについては国の監督権限というものを新たに整備する。

それを前提として、しかし、どのような具体的な問題があるのかというのは各事業所レベルにおいてしか把握できないですし、そういった情報が入ってくるのは恐らく市町村レベルでしょうから、各業者の問題ある活動状況について、それぞれ広域的な立場において監督する立場にある都道府県なり国なりがその情報を共有できるような仕組みをつくっていくことが必要なのではないかと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。そうすると、市町村につきましては情報を収集して、それが必要であれば都道府県、あるいは国にそれを伝えるという役目をになうのであって、直接の規制の主体という形ではなくてということですね。

○山本委員 市町村について直接の規制の主体の立場を否定するわけではありませんけれども。

○遠藤座長 ほかにございますでしょうか。私の前回の記憶では、たしか狩野委員が、市町村への権限委譲についてはもう少し慎重であるべきだといった趣旨の御発言をされたように思うわけですが、何かコメントございますか。

○狩野委員 事業者指定については、この間、2回目のヒアリングの際に市町村に権限委譲という御意見も出ましたが、将来的には一番住民に身近な自治体である市区町村が指定権限を委譲するということについては、基本的な方向としては別にその方向で構わないと思いますけれども、今すぐということになると、地域密着型サービスの指定も18年に始まったばかりですので、もう少し事務の委譲の定着状況等を見た上で改正をすべきではないかと思います。それと単独の区市町村だけを営業エリアとしている事業所は非常に少ない。複数区市町村にまたがっているということで、区市町村に事業者指定権限をおろした場合に、営業エリアがまたがる区市町村からの調整は実務的には難しい問題があるのかなと思っております。将来の方向性としては私はそういう方向で異論がないと思っています。

○遠藤座長 それ以外についても、例えば国との関係等々でも御意見ございますでしょうか。

○狩野委員 問題は事業所のレベルではなくて、事業者、いわゆる法人に対する立入検査権限も含めてどういう規制をかけるべきなのか、現状でいいのかというところが一番論点だったかと思うのですが、2回目の御提案の中に、例えば事業者の届出制を制度に導入したらどうかというような御意見もありました。今も事業所の指定をする際には、事

業者が、法人の定款ですとか、法人の役員等は提出をさせているわけですので、届出制を改めて導入をするということになると若干屋上屋を重ねるという面も否定できない。事務の簡素化という面では、ここら辺、改めて事業者の届出制までやるかどうかというのは議論をすべきではないかと思います。ただ、何か事業所で広域的に不正等が発覚した場合には、都道府県がやるのか、あるいは地方法制局等も含めてどこがやるかは主体は別にして、事業者自身への立入権限をどこかに明記すべきではないかと思っています。

○遠藤座長 ありがとうございます。では小島委員どうぞ。

○小島委員 介護保険でございますので保険者と指定権限を有する者が一致するという意味では、基本的に市町村ということではありますし、また現場に近いところという意味では市町村に権限を移したらどうかという話は前回もございまして、基本はそうかもしれませんが、今の制度を大前提で考えていったときに、先ほども狩野委員からもあったとおりでございます。今の事業者としては非常に広域的に事業展開している市町村のエリアを超えて事業展開をしている事業者が多いわけでございますので、そういったものをそれぞれ市町村ごとに指定していくことになりますと、その単位で切っていくことになりましますので、非常に不合理が出てまいりますし、またもう一つ、この辺また議論があるかもしれませんが、「連座制」の適用が、今回の場合でも非常に有効でした。そういうものを前提に考えていったときに、全国広域に展開される事業者が結構多い中では他府県と連携としてその連座制にどう対応するかというようなことも必要でございますので、そういった対応を市町村レベルでやっていくのはなかなか無理があるということで、現在の制度を前提にした場合は、都道府県レベルで対応していくというのが合理的ではないか。

もう一つ、これも前回発言させていただいたのですけれども、体制的にもかなり監査に入るという体制は相当なものが必要でございますので、市町村ごとにそういう持ち駒をそれぞれ維持する、持つということはなかなか現実的には難しゅうございますので、そういう面からして、都道府県で行うのが、現状維持ということになりますけれども、それが最も合理的な選択かと思っています。

問題は、それを超える広域展開の事業者が多い中で、今回の場合でも連座制がうまく適用できなかったと。県が事業所をそれぞれ監督するだけではなかなかうまく連座制なども適用できないことからすると、それを超える広域的な対応については何らかの国の権限、指導・監督権限を付与する必要があると考えております。例えばですが、社会福祉法人の指導といった場合、県内だけの場合は県で監査・指導等しておりますが、それを超える場合は、国直轄で監査したり指導したりするというような形になっております。それは社会福祉法人全体の話で、今回この介護保険の場合は事業所単位でございますので多少違いますが、複数の県にまたがるような場合には、国に対しても届出して本社を指導することができるとか、例えば、そういう条項を入れて、広域的に展開される事業所に対して国が指導力を発揮することがやはり必要であったなというのが、今回の事件からの反省としては言えるのではないかと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。この件につきまして、ほかに御意見ございますか。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 既に御指摘もあったかと思うのですが、総論的なところでということで申し上げますと、介護の話では、特徴の1つは、営利法人から自治体まで非常に事業主体が多様性に富んでおりまして、違うものについてどうやって規制かけていくかという話なので、なかなか事業者にストレートに行くというのはきついところがありまして、そうすると事業者単位でまず1つスキームをつくっておくというのは合理的なのかなと思っておりまして、そういう意味で、最初のところに書いてありますが、事業所単位の指定取消の制度は維持すべきであるというのは私もこの線で差し当たりいくということなのだろうと思うのですね。

その上で何が足りなかったのかということを考えないといけないのですが、今の小島委員のお話しにもございましたが、国が何をすべきかということを考えましたときに、事業主体が多様であるということは、実際上の力関係ということもありましょうし、審査能力とかいろんな執行能力も含めてなかなか市町村単位、都道府県単位でやりきれないところがある。こういう規制も1つのシンボルみたいな要素だと思うのですが、そうすると、国がある程度法人対応で、(2)の話にかかわるかもしれませんが、とりわけコムスンのような大きな法人に対しては、法人を通じて、コンプライアンスに限りませんけれども、ちゃんと事業をやりなさいと、そういうルートをもう一個つくっておく必要性は実はあったのかなと思っていて、その意味で、広域的な活動をしている法人に対する働きかけの部分は、これは国の1つの役割として固有のものがあるのではないかと。

その場合に、法人のガバナンスそのものに干渉するというのも1つでしょうし、もう一つは、具体的に事案が生じたときに、個別の案件についてちゃんと国が物を直接、間接に言えるというような、そのルートについても考える必要が多分あるのだろうと。ただ、その場合には、現行制度の下で都道府県が基本的には指定権を持って対応することになっていきますので、一義的には既存の制度をちゃんと活用させるという意味での、何かある種の勧告というか、強ければ指示ということになるでしょうし、そういうものがあってしかるべきだと思うし、もう一つは、更なる緊急時において、ある種それを飛び越えて何かできるルートをつくる必要があるのかどうかというのは、これも可能性としてはやっぱり考える必要があるのかなと思います。

それから、市町村に指定権限をおろすかどうかという話なのですが、全体として言えることは、この法制度は2000年に施行されて、2005年でしたか、2005年に法改正されたばかりですけれども、何か制度の仕組みがちょっと若いなという感じがありまして、いま一つ完成度がまだ低いのではないかという気もしていて、走り始めたばかりの仕組みなので、歩きながら考えていくということもあるのだと思うのですが、そういう点で言うと、指定権限をいきなり市町村に落とすのは厳しいという気がします。そこで、重層的な仕組みをつくっておくということもあり得るので、並行権限というような話ですけれども、住民

から見ますと、どこがやってくれてもいいので、ちゃんとしたサービスを提供してもらいたいということが目的ですので、そういう意味ではどっちがいいのかというような話でも必ずしもないのだろうと思うので、この点については様子を見ながら対応するというのでよろしいのではないかと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。木間委員どうぞ。

○木間委員 狩野委員と小島委員のおっしゃることはよく理解できます。その上で市区町村に指定権限が委譲される場合のことを申し上げたいのですが、市区町村に権限が委譲されると指導・監督において、スピーディーな対応ときめ細かな対応が望めることもあると思うのです。スピーディーな対応について言えば、例えば、現在、都は区や市と役割分担をして実地指導を行っていらっしゃると思いますが、都道府県が指定取消権限を持つ事業所に実地指導に行くと、重大な不正・基準違反などを発見した場合、都道府県の実地指導であれば、そのまま監査に切り替え、指定取消に向けてスムーズな対応が可能であると思います。しかし区や市の実地指導では、不正・基準違反が明らかになった場合、その後の対応は都道府県にゆだねることになり、迅速な対応ができにくいのではないかという気がします。これは区や市の担当者の方から聞いた話であります。

それから、きめ細かな対応についてですが、指定権限が委譲されていけば、地域の実情に合ったサービス量の確保、規制も可能になるのではないのでしょうか。それから、指導・監査後の事業者に対する支援・フォローも可能になるのではないかと市や区の職員から聞いてきました。何より指定の段階から事業者とかかわり合いを持つことによって、さまざまな情報共有や連携が可能になるのではないかと。すぐということは難しいかと思いますが、今、櫻井委員が「並行権限」とおっしゃいましたので、そういうことで可能であるのであれば、何か仕組みができないだろうかと思えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。いろいろ御意見がございませけれども、この段階で集約を図ろうというつもりもありませんので、もしほかの委員の御意見にまた意見を加えたいという方がいらっしゃれば、御自由に御発言いただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

それではまだ検討しなければいけない案件が山ほどありますので、何かあれば、またこの問題に戻るという形で(2)の内容に移りたいと思えます。「法人に対する規制の在り方」であります。ここでは、特に具体的な課題として役員等の範囲を同一資本グループ内の法人の役員を加えるかというような役員等の範囲の問題であるとか、あるいは同一資本グループ内での事業譲渡に関する制限の問題、まさに実際起きた問題に関してどう考えるかということですので、これについて補足の御意見がございませ方いらっしゃるのでしょうか。あるいは、ここに書かれている内容をもう少し詳しく御説明されたいというので結構です。委員の先生方の御意見が主に反映されているかと思えますので。山本委員どうぞ。

○山本委員 これはまさに現実に起こった事例をもとに議論の対象になっているところな

わけでした、要はコムスンという会社があって、そこが一部の事業所指定取消を受けたときに、同一グループ内のほかの法人に事業譲渡をして、実質的に存続を図ったという問題だろうと思いますが、確かに同一資本グループですと、同じ人から支配されていて、そういう意味では、実際には1つの会社の中の事業部門的な、実態としてはそのような位置づけと変わらないところに一部が移るだけだと。そういう意味ではガバナンスは全然変わっていないから、そのような事業譲渡は認めるべきではない。なぜ認めるべきではないかという、そもそも指定取消などを受けた事業者については、本来、退場しなければいけないのに、法人格だけ別だということを活用して事業譲渡することが、いわば本来の規制の脱法になるからであるという批判であったと思うのです。

そうすると、もともと本来の規制が、一度指定取消などを受けた事業者がどうして参入してはいけないことになっているかと。もちろんそれはそのような違法行為を行った人が、例えば済みませんでした、反省しています、と言っても、また同じ過ちを犯すかもしれないわけですし、何ら改善措置が担保されていないのに引き続き事業継続を認めるということは相当でないからという、そのような発想に基づいているのだとすると、確かに法人でいえば、やはりそのような違法行為を行うかどうかということについて、責任を持つのは法人の経営を支配している法人なり、個人ということになりますから、そういう意味ではある違法行為なり問題を起こして、指定取消になった法人があった場合に、その法人と同じ支配関係にある他の法人の参入も防止すべきであるという考え方は非常にわかるんですね。

それがここで書いてあるように、「同一資本グループ」という枠で括っていいのか、資本といってもいろいろありまして、そもそも資本ということが観念できるのは、基本的には有限責任形式をとっている会社だと思うのですが、もちろん介護事業者にもそうではない形式の法人もございますので、そういう意味では資本という形、例えば50%なり66%なりという数字で切るのはちょっと汎用性がないのかもしれない。

他方で、会社法などでも、親会社、子会社の関係は、基本的には以前は資本の関係で決まっていたわけですが、現在は既に実質的な支配基準というものが用いられているので、実質的な支配基準を用いることについては、前例もありますし、そのような基準を用いたからといって必ずしも不明確であるという批判を受けることは余りないのではないかとと思うので、そういう意味では、同一資本グループというよりは、支配関係が変わらない他の法人について、そのような規制を及ぼすというような方向性はあり得るのかなと思います。ただ、その支配関係を会社法なり金融商品取引法なりにおける支配という概念と全く同じと考える必要はなくて、それは介護保険法の趣旨に則って考えればいいところでありまして、また、それを更に細分化した具体的な基準をどのように設けるかということはまた別の問題ではあると思うのですが、そういうような支配という概念に着目した介護事業法人のグループ規制を考えることは1つあり得るのかなという印象を持っております。

○遠藤座長 ありがとうございます。「支配」という概念で、普遍的にグループを評価して

いこうという、要するに経営主体の違うものであっても共通に適用できるように1つの切り口を御提起いただいたということだと思います。ほかにございますでしょうか。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 ちょっと悩ましいところなのですが、同一資本グループ内で事業譲渡の制限をすべきかどうかという話は、専ら今回の案件を念頭に置いているわけですが、一般論として言いますと、まさにこの間の姉歯の事件で建築基準法を改正したときもそうだったので、ある事件がきっかけになって法制制度改正をするのですが、余り個別の案件に引っ張られすぎると、あくまでも制度そのものは一般的につくらないといけないので、かえってよくないといえますか、弊害もあって、建築基準法は早速二重規制の話がきつすぎて実態に合わないとかという話になって、法改正もう一回しましょうかみたいなことも言われておりますけれども、ある種、熱い感じで制度をつくってしまいますと、ちょっとどうかなというところもあります。今回のケースのような大きな法人が介護事業の中にどのぐらい割合としてあるのかということと、それから全体として指定要件などにも何か札つきの悪い人がいて、その人がいろんなところで同じ事業を展開するのを阻止したいということで、例えば支配力を持っているような人については、これは指定しないという要件に入れたりして、そのこと自体は、ある意味で必要性のあることではあるのですが、一方で事業譲渡をするということは仕事は継続していきたいということでもあります。

そうすると、成長過程の介護の世界ですので、仕事はなるべくやってもらいたいし、拡大していくような方向性も一方で重要だと思うのですね。そうするとリセットする可能性といえますか、そういうリセットする余地をそれなりには残しておいたほうがいいのかという気もして、個別案件に引っ張られすぎないということも含めると、本当に同一資本グループの話規制の側に入れてしまっているのかどうかというのは私やや疑問といえますか、反対という意味ではないのですが、余り行け行けどんどんでいくのもどうかというのもあると、ほかの制度との関係だと思うのですが、ある法人に対して、先ほど言いましたように、例えば国がある種関与ができて、それなりにウオッチしていますよという仕組みがあるとすると、事業譲渡制限という形で明確にやる必要は必ずしもないのかなと思って、現に今回のケースも、実際には事業譲渡を同一グループ内ではやらなかったわけですね。それは何もそういうものがなくても、それなりに国が関与してやってきたところがあるので、そこら辺の必然性については一考の余地があるだろうと思います。

○遠藤座長 支配関係と言葉を変えたとしても、そういう形で譲渡するということに対して余り個別事例に引きずられた形で規制を強化することはいかがなものかということですね。小島委員どうぞ。

○小島委員 同一資本グループ内での譲渡の制限ですが、これは一般論ではなくて、指定取消の場合や指定取消に準ずるような場合にどうするかという、今回の場合も非常に個別論でございまして、そういうことを前提には、こういう条文がどうしても必要だと思っております。今回も振り返ってみると、コムスンが同一グループ内で譲渡しようと実